

令和5年

総務委員会

6月16日

豊明市議会

総務委員会会議録

令和5年6月16日

午前10時00分 開会

午前11時34分 閉会

1. 出席委員

委員長	郷右近 修	副委員長	中 堀 りゅういち
委員	岡 島 ゆみこ	委員	林 ゆきひろ
委員	月 岡 修 一		
議長	鵜 飼 貞 雄		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	浅 井 俊 一	議事課長	深 草 広 治
議事課長補佐 兼議事担当係長	寺 島 慎 二	庶務担当係長	福 田 悦 子

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小 浮 正 典	副市長	土 屋 正 典
行政経営部長	小 串 真 美	市民生活部長	宇佐見 恭 裕
秘書広報課長	伊 藤 克 代	企画政策課長	萩 野 昭 久
公共施設管理課長	中 田 勝 次	情報システム課長	長 野 直 之
財政課長	浦 倫 彰	総務課長	山 田 隆 貴
防災防犯対策課長	堅 田 直 寛	税務課長	加 藤 健 治
共生社会課長	松 本 小 牧	市民課長	杉 浦 由 季

5. 傍聴議員

青 木 けんじ	鈴 木 智 和	浅 井 たかお	こんどう のぶお
近 藤 ひろひで	服 部 龍 一	いとう ひろし	武 谷 としお
三 浦 桂 司	一 色 美智子	堀 内 ち ほ	清 水 義 昭
ふじえ 真理子			

6. 傍聴者

2名

午前10時開会

○総務委員長（郷右近 修議員） 皆さん、おはようございます。定刻に御参集いただき、ありがとうございます。

ただいまから総務委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より御挨拶をお願いいたします。

市長。

○市長（小浮正典君） 皆様、おはようございます。

本日の総務委員会に付託されました案件は5つの議案でございます。慎重な審査をいただきますよう、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

続きまして、議長より御挨拶をお願いいたします。

議長。

○議長（鵜飼貞雄議員） おはようございます。

議案5件で、あと陳情4件でございます。慎重審議よろしくお願ひします。

○総務委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席を願ひます。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には御出席いただきますので、御承知おきよろしくをお願いいたします。

（市長退席をなす）

○総務委員長（郷右近 修議員） 本日の傍聴につきましては、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可いたします。

本日の議事につきまして、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合には意思表示を明確にされ、論点を整理して反問していただきますようよろしくをお願いいたします。また、反問を終了するときにも意思表示を明確にされますようよろしくをお願いいたします。

では初めに、議案第52号 豊明市役所出張所設置条例の廃止についてを議題といたしま

す。本案件につきまして、理事者より説明を求めます。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） それでは、議案第52号 豊明市役所出張所設置条例の廃止について御説明いたします。

この案を提出するのは、豊明市役所出張所を廃止するため必要があるからです。

内容について御説明いたしますので、1枚おめくりください。

市役所出張所が担っていた平日木曜日の夜間、土曜日及び日曜日における主要な証明書の発行について、マイナンバーカードを活用したコンビニ交付システムが同等の役割を果たし、南部公民館の改修工事によって図書スペース等の充実を図ることから、出張所を廃止することで、経費を南部公民館利用者のさらなるサービスの向上に生かすためです。令和5年6月から9月まで、出張所の運用を土曜日のみの開所とし、令和5年10月から出張所を廃止するものです。

附則といたしまして、この条例は令和5年10月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 マイナンバーカードのコンビニ交付が始まったから廃止を考えたということなんですけど、コンビニ交付が2月からですね、始まっているということなんですけど、この出張所での証明書の発行件数の推移、これ、1月頃から何件で推移されているんでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 出張所での発行件数なんですけど、1月、412件、2月、392件、3月、392件になります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はござい……。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 4月、5月はまだ分からないんですか。

（失礼いたしましたの声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 4月は373件、5月は243件。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 出張所とコンビニ交付で発行できる証明書の種類とか、そういった違いはあるのでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 出張所では、発行証明種類といたしまして、住民票の写し、そして印鑑登録証明書、戸籍の全部事項証明書、個人事項証明書、そして戸籍の附票、また住民票記載事項証明書が発行できました。コンビニ交付におきましては、この記載事項証明書が発行されません。代わりに所得課税証明書、こちらのほうが発行できることになっております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 マイナンバーカードでコンビニ交付ができるようになったということなんですが、機械とかの操作が苦手なお年寄りなど、コンビニでなかなか発行、難しいのではないかと思うんですけど、そういう方にコンビニの店員さんはどこまでサポートしていただいているのか、その辺りは把握されていますか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） コンビニでは店員さんを介さずに、御自身でマルチコピー機で操作をしていただくという形になりますので、店員さんの操作説明はないと思います。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

副市長。

○副市長（土屋正典君） 補足させていただきます。

そのような御懸念もあるかと思えますけども、そういったことに関しましてはしっかりと、例えば今回でも広報に使い方なんかも周知しておりますし、これに関しては今後も丁寧に説明していきたいというふうに思っております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 廃止するメリットというか、狙いとして、運用コストの削減というような説明がありましたけども、たしかこれ、本会議ですかね、経費が400万で、そのうち8割ほど人件費というふうでお聞きしました。これ、コンビニ交付で出張所での発行件数が減ってくるとなると、そういう出張所での人件費も自然と減ってくるんじゃないかなと思うんですけども、そういう件数に応じて減るといっているのはないんですか。どのようになっているんでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁できますか。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 御利用人数によって職員のほうが配置されているわけではありませぬので、御利用あるなしに関わらず、出張所が開所していれば、職員のほうはそこに在駐するという形になります。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑は。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 常時1名、出張所用で配置されているという考えですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 職員1名、会計年度任用職員1名、2名体制で行っております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 2名体制ということですけども、出張所でのそれは専用の方じゃな

いといけないか。というのは、例えばあそこは南部公民館と南部図書室があると思うんですけど、そういう方がそういう出張所の証明書の発行とかを兼務してできないのか。以前、図書館に出張所があったときは、図書館の方がたしか兼務されいたとお聞きしたんですけども、そういったことは南部のほうではできないんでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 兼務辞令を出せば可能だと思います。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 そうすると、兼務辞令を出して兼務していけば、出張所専用という方は減っていくような気がするんですけど、件数が減るのであれば、それはできないんですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

宇佐見部長。

○市民生活部長（宇佐見恭裕君） 今の形で運用する、実際に人件費をというところで削ろうと思えば、そのような方法も考えられるんですが、我々といたしましては、ここにそれ以外に機器の保守費用だとか、いろいろなものがまた乗ってまいりますので、そこら辺のことも考えれば、わざわざ南部公民館のほうへおいでいただくなくても、コンビニエンスストアで取れるというようなところを周知させていただいて、そちらのほうに移行がしたいというふうな考えでおりますので、このような形にさせていただいております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 もう既に6月1日から運営を週3日から1日に減らしているという状況ですけども、ちょっと拙速過ぎるというか、ちょっと早過ぎるんじゃないかなとちょっと感じているんですが。5月28日に説明会を開催した際も参加者が1名だけで、これ周知、先ほどコンビニの交付での使い方もいろいろ広報していくというお話でしたけども、これ、十分に広報、周知できたのかちょっと疑問に感じているんですが。週1日に変更するというのも周知できたと考えているのか。それから、今コンビニ交付での使い方とか、

発行ができるということ自体もどれだけ周知できるのかというのは把握されているんでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 確かに委員のおっしゃるとおり、参加者のほうはお1人でした。そして、説明会の資料についてはホームページにも掲載しております。そして、出張所におきまして、アンケートのほうも実施をさせていただきました。そして、コンビニ交付を御存じかっていうふうでお尋ねをしたところ、約60%の方が御存じだという回答を得ております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 あと、公民館であったりだとか、図書館の充実させたいというお話なんですけど、例えばマイナンバーカードは任意ですので、つくりたくない人だったりとかつくらない方、いらっしゃいます。それから、機械が苦手な方はやはりなかなかコンビニ交付、難しいかなと思うんですけども、その辺りの影響とかデメリットというのはどのように考えていますか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁できますか。

答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） アンケートによりますと、コンビニ交付を利用したいというふうでお答えいただいたのが約70%の方が御利用したいというふうで回答のほう、いただいております。そして、委員のおっしゃるとおり、マイナンバーカードをお持ちでない方もいらっしゃいます。その方には御不便をおかけすると思うんですけども、市役所ではもちろんのこと、郵送での対応も行っておりますので、またマイナンバーカードのほうを取得を促しまして、御協力いただき、御理解をいただければなと思っております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほど、アンケート等で周知を先にとということなんですけど、なかなか

か広報であったり、ホームページだけではなかなか難しい部分があると思うんですけども、広報の購読率だったりとか、ホームページを見ている人の割合とか、そういった調査というのはされたことはあるんでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） そのような調査を行ったことがございません。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 議案第52号ですけど、反対をしたいと思います。

2月からコンビニ交付ということなんですけども、やはりもう既に6月1日から運営の日も減らしていますし、10月からもうなくしてしまうということはちょっと時期尚早ではないかなというふうに感じております。

やっぱりマイナンバーカードはあくまで個人の自由といいますか、任意だと思うんですね。やっぱりカードのない方というのが、そういった出張所を廃止することによって証明書が取れなくなるものもあると。記載事項証明書が取れなくなるというようなお話もありましたし、土日での証明書の発行だったりとか、そういったこともあると思いますし、やはり機械が苦手な方とかそういったことも困るなというふうに思いますので、そういったことが、そういった方がいらっしゃいますので、やっぱりこれはまだ市民サービスの低下につながってしまうんじゃないかなと私は感じましたので、もう少し様子を見ながら判断すべきではないかなと思いますので、私はこの議案は反対したいと思います。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございませんか。

月岡委員。

○月岡修一委員 かねてから若い人たちから、図書の蔵書というか、もう少し充実してほしいという、そういった要望もいただけてきました。会社帰り、また学校の帰りに図書を利用したいという声も随分聞いてきて、今回このような形で出張所を廃止して図書の充実を図っていただく、それはもう全く大賛成です。やはり日常生活の中で様々な用事があって、市役所に必要とすることがあるかもしれませんが、そういった用事と比較した場合に、図書室を活用して学んでいきたい、いろんな書物に触れたいという人の意見を総括

しますと、やっぱりこの場合はあくまでも図書を充実していただく、そして経費を削減していただく、そういったところに重点を置いてやるべきであると思いますので、この案には賛成討論とさせていただきます。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに討論は。

議長。

○鶴飼貞雄委員 では、議案第52号について、賛成の立場で討論いたします。

1年ちょっと前ですかね、私も一般質問で取り上げさせていただきまして、今後コンビニでの証明書、各証明書の交付というのがスタンダードになってくる。そうなってくると、今現存する窓口の必要性というものもどうなっていくかということもお尋ねさせていただきました。今、7割、8割という形でマイナンバーカードが、今、国民の皆さんが持たれている時代で、窓口って今後どうなっていくのかなと。なくなっていくこともあるんだろうな、デジタル化の推進で。そういったことも考えると、必ず市はどっかのタイミングで切り替えていかないといけない時期というのは来ると思います。それが行政のサイドとしては現時点、今がその切替えのタイミングだと判断されたというふうに私も理解しておりますので、賛成とさせていただきます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。

副委員長。

○中堀りゆういち委員 議案52号で、私も賛成の立場でお話をさせていただきます。

やはりもう大きく時代の流れというのは変わっていく中で、コストも常駐してかかると、何を一番に考えなきゃいけないかということ、皆様からお預かりしている税金というものをもっと便利に使うという方向性は、まさに今回の例に当てはまるのではないかと考えております。

私、賛成で意見を述べさせていただきました。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第52号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。そのままです。

（賛成者挙手）

○総務委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

賛成多数であります。

よって、議案第52号は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第53号 豊明市地域安全ステーションの設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） それでは、議案第53号 豊明市地域安全ステーションの設置等に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

この案を提出するのは、豊明市南部地区安全ステーションさかえを7月31日限りで廃止することとしたためです。

それでは、内容について御説明いたしますので、1枚おめくりください。

豊明市南部地区安全ステーションさかえを廃止すると、対象施設が豊明市北部地区安全ステーションちよくしのみとなるため、第2条に定義することとし、別表を削除いたします。

附則としまして、この条例は令和5年8月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

鵜飼議長。

○鵜飼貞雄委員 こちらの地域安全ステーションさかえですね、私、議員にならせていただいた頃なので8年前ですか、たしかその頃ぐらいに交番がなくなって、こちらが設置されたというふうに認識しているんですが、これを設置した当初の目的って何だったか教えてください。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） まず、今、鵜飼委員のほうからお話がありましたとおり、平成26年度末に新栄交番が廃止されたということで、これに代わるものとして、当時の豊明市の区長連合会の南部地区の会長様より、それに代わるものということで設置の要望がございました。

内容につきましては、交番機能というのは当然そのまま代替することはできないんですけども、地区の方とかが常駐していただくことによって、地域で何かあったときに駆け込みができるというような状況をつくるということでの設置目的となっております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 で、今回それを廃止するという事なんですが、設置目的、当初の設置目的と時代が8年過ぎたことによって、その当初の目的と今現状違っているのか、もしくはその必要性がなくなったのか、目的を果たしたのか、どうしてこれを廃止するのか、理由を教えてください。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） こちらにつきましては、まず近年という形で、今当初の目的という形でお話をさせていただきましたけども、昨年度の実績を申し上げますと利用者がゼロという状況になっております。警察の方の立ち寄り等はございましたけど、一般の方の使用というのはゼロという形になっておりました。まず利用実績についてはそういう形になります。

あとは、当時、設置当時はなかったんですけども、最近というか、平成29年度から防犯カメラの設置の補助であったりとか、防犯灯、こちらのほうも今どんどん設置しております。そういったことを踏まえたりとか、あと、この間の議会等でも一般質問でお話をさせていただいたんですけども、ながら見回り等、そういったことも含めて、新しい施策をどんどんやっていきたいということもありまして、代わるものとして今回上げさせていただいております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほど南部のほうで、利用状況としては利用者ゼロというようなお話、いろいろ防犯カメラ等、いろんな社会状況が変わってきたというような説明がありましたけど、この安全ステーション、もう一つ北部にもあるんですけども、この北部のほうの利用状況、それから、そういった社会が変わってきたのであれば、そちらも廃止等は検討されなかったんでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 北部と南部はちょっと形態が違ってございまして、北部について地元が全て運営しております。勅使のほうですね。ですので、そちらについては、常駐についても地区の方が全て、御用意という言い方も変なんですけども、そういっ

た形で手当てしていただいております。こちらの南部につきましては、私どものほうで場所も含めて設置させていただいているというのが、それが大きな違いになっております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 もう一回確認ですけど、その北部のほうは利用者が何件か出ているという、そういうふうに理解していいですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） こちらは地元の人が常駐しておりますので、ただ、何名駆け込んだとか、そういった数字は私どもについては特にいただいております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。よろしいですか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、討論を終結し、採決に入ります。

議案第53号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

御異議なしと認めます。よって、議案第53号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第54号 豊明市多文化共生施策懇話会設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） それでは、議案第54号 豊明市多文化共生施策懇話会設置条例の一部改正について、御説明をいたします。

この案を提出いたしますのは、令和5年4月1日付機構改革に伴う課名変更のため必要があるからでございます。

それでは、改正内容について御説明いたしますので、1枚おめくりください。

第9条中、懇話会の庶務について、市民協働課を共生社会課に改めます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用します。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 理事者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

月岡委員。

○月岡修一委員 今までなじみの多かった市民協働課から共生社会課に編成替えするという。主にどういう重みがあるのか、社会の動きがそういう必要性を求めているのか、その辺のところをちょっと詳しく聞かせてください。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 市民協働課は平成16年4月の機構改革で設置をしております。今年で20年経過をしております。その間に社会の状況は大きく変わりました。公共社会を官だけではなくて、多様な主体が協働して担うということはもはや当たり前になってきております。今後は市民協働が目指すもの、つまり多様な世代とか背景とか個性とか、そういった方々が居場所や生きがいや、そして、社会での例えば役割を持っていただき、暮らしに困難を抱えた人が誰一人取り残されない地域共生社会の実現に向けて、市民協働をさらに発展させていくという趣旨で名称変更するものと理解しております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 この議案は課の名前が変わるだけの議案なんですけども、提案されるタイミングがなぜこの6月議会なのかということ、3月議会には間に合わないんでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 懇話会の委員は今年度改選となっておりますこと、そして、例年本懇話会は年2回開催をしております。年度途中と、そして年度末に開催をし

ておりますので、4月から6月の間に委員会を開催する予定がないということで、本議会上程で問題ないと判断した次第です。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

月岡委員。

○月岡修一委員 先ほど、松本課長から名称変更について、その理由を確認させていただきましたが、やはりこの課で、共生社会課で携わる職員の皆さんにお願いしたいのは、やはり課長がおっしゃるように、相当そういう市民協働課時代の役割から裾野が広がって奥行きも広がったと。本当に市長の言う、一人として残さない、そういう社会を形成するためには重要なポジションになるのかなという気がしております。そういう意識を皆さんでしっかりと確認し合って、この共生社会課をしっかりと運営していただきたいということをお願い申し上げて、賛成討論とさせていただきます。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに討論は。

副委員長。

○中堀りゆういち委員 賛成で討論させていただきます。

先ほど、松本課長がおっしゃられたこの多様性というのが本当に重要なところでございまして、これこそ、先ほども申しましたけど、時代の流れというところでして、私ども、ワーク・ライフ・バランス、ここもその多様性の中のひとつで、本当に働き方からも始めて柔軟にする、そして、その窓口ということでお答えをいただけるということであれば、非常に裾野が広がっていくのではないかと考えております。この名前のとおりで、またしっかりと動いていただければということで、賛成といたします。

○総務委員長（郷右近 修議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 賛成の討論です。

課の名前が変わったということなんですけども、私が1つちょっと気になるのは、機構改革が終わって周知された後にこういった議案が出されると、やっぱりなかなか議会としては認めざるを得なくなってきてしまうと思うので、やはり3月の時点でこの名称がいいのかだったり、この条例がこの所管でいいのか、そういうことをやっぱり議会で確認して進めていくべきなんじゃないかなと思いますので、できるだけ3月議会で上程していただ

くようにお願いをして、賛成といたします。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。ございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは討論を終結し、採決に入ります。

議案第54号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第54号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第55号 豊明市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者から説明を求めます。

加藤課長。

○税務課長（加藤健治君） それでは、議案第55号 豊明市税条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、必要があるからでございます。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日に施行されたことから提出するものでございます。

主な改正点は3点ございます。1点目は、令和6年度より森林環境税の課税が開始されることに伴うもの。2点目は、固定資産税に係るいわゆるわがまち特例において、特例措置を定めるもの。3点目は、軽自動車税について、燃費、排ガス試験の不正行為に係る税制上の再発抑止策の強化の3点でございます。

内容につきましては、新旧対照表にて御説明をいたします。

新旧対照表1ページの第33条の9、第2項、及び3ページを御覧ください。3ページの中ほどの第37条から、飛んで8ページの中ほどより少し下の第45条の6までですけれども、これは令和6年度から課税が開始される森林環境税についての規定でございます。

主な内容としましては、森林環境税は個人市民税の均等割に合わせて賦課徴収すること、納税通知書に記載する各納期の納付額は、個人市民税、個人県民税の額に森林環境税額の合算額を納期で除した額とすること。給与所得、公的年金等の所得から個人市民税の特別徴収を行うときには、所得割及び均等割額に合わせて森林環境税を合算して徴収すること等が規定されております。

1ページにお戻りください。

1ページの下の方ですけれども、第35条の3の2、第2項につきましては、給与所得者

の扶養親族等申告書についてでございます。これは前年の申告内容と異動のない場合、前年から異動がない旨の記載によることができるとした規定でございます。

飛びまして、9ページを御覧ください。

下のほうですけれども、第75条第1号、エは、軽自動車税種別割の中の特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードについての規定でございます。電動キックボードの税率は2,000円であり、これは3輪以上の電動キックボードも同様であるため、3輪以上の原動機付自転車の規定からは除くという内容でございます。

続きまして、10ページの中ほどを御覧ください。

附則第10条の2、第19項は固定資産税の特例措置、いわゆるわがまち特例の規定で、マンションの長寿命化に対応する大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日の間に実施した場合に係る特例についてお示しをしております。内容としましては、当該の修繕工事が完了した翌年度分の建物に係る固定資産税の税額を6分の1以上、2分の1以下の範囲内で、市が条例で定める割合を参酌基準の3分の1とし、それに相当する額を減額するというものでございます。次の附則第10条の3、12項では、このマンションに対する固定資産税の減額に係るわがまち特例を受けようとする際の申告について規定をしております。

次に、11ページの下の方を御覧ください。附則第15条の3でございます。

次のページをお開きください。下のほうですけれども、第4項は軽自動車税環境性能割に係るエンジンの燃費、排ガス試験の不正行為に係る規定です。不正により生じた納付の不足額を当該の不正を行ったメーカーに負わせる規定で、納付不足額を徴収する際に加算する割合を現行の10%から35%に引き上げるという内容でございます。

その下の附則第16条の2でございます。次のページの第3項は軽自動車税の種別割に係る同様の規定でございます。

なお、この条例の附則といたしましては、各改正の施行日と経過措置についてお示しをしております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 理事者からの説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 まず、第33条の9の2項ですかね、何かいろいろ出ていますけど、森林環境税についてです。

この森林環境税、市が徴収をされて、県を通じて国に納める。で、国から森林環境譲与税として市に配分されている、そういう仕組みになっているかと思うんですけども、この森林環境譲与税の本市での活用状況、活用率というのはどれぐらいか分かりますか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） 活用ということなので、まず令和4年度についてお答えをさせていただきます。

令和4年度につきましては、現在上程中のものもございしますが、歳入予算740万ほどに対して、予算ベースでおおよそ300万円ほどの執行というところでございます。

次に5年度でございしますが、5年度は750万円ほどの予算に対して、5年度は上程中のものも含めますが、640万円弱の執行というところでございます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 これの周辺自治体であったりとか全国的なところで、どれぐらい活用されているかというのは把握されていますか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） 細かな数値は、今、申し訳ありませんが、お持ちしておりませんが、先ほど本市がお答えした状況のように、全国的に執行率が高まっているという状況は承知しております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 附則の第10条の3の12ですかね、の、わがまち特例の件で、今回特定マンションの大規模改修工事の限定措置というのが取られましたけど、国の基準の平均値で3分の1というふうにされました。今回これは3分の1とされたんですが、今回こういったことが追加される機会に、いろいろわがまち特例、いろいろメニューといいますか、あると思うんですけども、その軽減率等は何か見直されるとか、再検討とかはされたんでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

加藤課長。

○税務課長（加藤健治君） 別に、ほかのわがまち特例について、参酌基準等を変えるといった検討等は行っておりません。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 議案第55号の市税条例ですけど、これは迷いましたけど、反対したいと思います。

理由としては、市としては地方税法上、こういった改正はやむを得ないということは承知しておりますけども、やっぱり森林環境税、これが私としては不公平な税金だなというふうに思っております。

まず、これ、政策効果がすごく不明瞭で、効果がきちんと測られていないんですね。目的はそういったCO₂削減とか温室効果ガスの削減、それから、森林による災害の防止など、そういったことがあるかと思うんですが、本市においても、いろいろ木材のおもちゃだったりとかベンチとか、購入していますけども、それがどれぐらいその目的を達成しているかというのは結構不明なところがあります。さらに市民全員が、そういった今コロナ禍とか物価高騰でいろいろ生活が厳しい中で、定額で一律1,000円を支払うという、この仕組みもやっぱりどうかなというふうに思います。その上、少しずつ利用率、活用率が高まってきているということなんですが、まだまだ多くの自治体で半分以上が積み立てられていると、そういうような状況が見られます。全額余って全部積立てをしているという自治体もまだ幾つかあるということも聞いておりますので、金額等も含めて、やはりこれは見直すべきなんじゃないかなというふうに思っています。

また、徴収の方法についても、復興税がなくなると同時に、同じ金額を森林環境税として徴収するということで、あんまり増税に対する説明がなく、市民の方にいつの間にかこういった復興税が森林環境税に転用されていると、そういうようなふうに思いますので、こういった森林等を守るということは大事だと思っておりますけども、こういう取られ方だったりとか、効果がまだまだ不明瞭、そして、なかなか使われていないという現状がある

ので、私はこれについては反対したいと思います。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。

月岡委員。

○月岡修一委員 今、厳しい状況の討論で反対討論がありましたが、長い議員生活の中で、森林を守っていただいている自治体、何度もお邪魔させていただきますと、本当にこの国土の狭い日本の中で、適切な環境を維持しなければ、100年単位でしか伐採ができない森林を維持できない。そういった中で、やはり全国民が本当に一丸となってこういう環境を守ろうという、意識的にはそういうもんだと思っています。ですから、これはある程度やむを得ないのかなという思いでおります。

で、森林の排出をしている自治体が、例えば間伐材だとか相当数出る森林を販売目的で有効活用をするという、そういったところまでは行かないのが実態なんですね。それは何かというと、1つの工場とか、職人さんとかを雇う、そういった、能力がないって言ったら失礼ですけども、そういった予算がない。したがって、これは時間をかけて育てていく、森林と一緒に、全国民が時間をかけながら、適切な環境を維持するためにはこういった税の在り方も承認していかなければいけないのかなと思っていますので、私はこの案には賛成とさせていただきます。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは討論を終結し、採決に入ります。

議案第55号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

賛成多数であります。よって、議案第55号は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第57号 令和5年度豊明市一般会計補正予算（第3号）についてのうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者から説明を求めます。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） それでは、議案第57号 令和5年度豊明市一般会計補正予算書（第3号）のうち、総務課所管の歳出補正予算について、主なものを御説明いたします。

歳出、御説明いたしますので、補正予算書12ページ、13ページをお開きください。

上から、2款 総務費、1項7目 財産管理費、財産管理事業の12節 委託料の測量等

委託料316万8,000円の増額につきましては、現在、普通財産として管理している土地5筆の土地の鑑定評価、及び3筆の境界確定測量を実施するためのものとなっております。

同じく14節 工事請負費の営繕工事費1,051万1,000円の増額につきましては、従来、行政財産として管理しておりました西川町笹原地内の土地が普通財産化されたことに伴いまして、不足している職員駐車場として整備をさせていただきたく、工事費として増額をするものです。

以上で総務課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 続けて説明願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） それでは、公共施設管理課所管分の補正予算について御説明いたしますので、同じく12ページ、13ページを御覧ください。

2款 総務費、1項7目4、公共施設管理事業は、右の説明欄です、1行目、本庁舎空調設備更新工事費628万1,000円は、庁舎の3階市長室や2階アトリウム北側、及び新館3階情報システム課内の各個別系統の空調設備の経年劣化による更新を行うためでございます。

続けて2行目です。館保育園砂場等設置工事366万3,000円は、館保育園の砂場につきまして、砂場が園児数や他の園との対比で狭小であるため、新たに設置するものでございます。

次に、債務負担行為補正について御説明いたしますので、5ページをお開きください。

では、上段の第2表 債務負担行為補正でございます。

その1段目でございます。公共施設照明設備LED化事業につきましては、既にLED化済みの照明設備や、令和5年度以降数年の期間における実施または実施予定の長寿命化対策事業における改修事業を除く全ての公共施設の照明設備を、10年間のリースによりLED化をしていくものでございます。その期間を令和6年度から令和16年度の限度額2億2,728万円といたしております。

以上で、公共施設管理課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 続けて説明願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 続いて、企画政策課所管部分について御説明申し上げます。

補正予算書の12ページ、13ページの中段をお願いいたします。

歳出、2款 総務費、1項8目 地域創生事務事業のバス停ベンチ購入費486万7,000円

は、ひまわりバスのバス停に木製ベンチを設置するものです。18か所分を計上しており、財源については森林環境譲与税を活用します。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 続けて説明願います。

長野課長。

○情報システム課長（長野直之君） 続きまして、情報システム課所管分について御説明申し上げます。予算書は同じく12、13ページです。

12目 電算管理費は301万9,000円の増額です。説明欄、消耗品費及びO A 備品購入費は議事録作成ツールの導入費用です。消耗品費はソフトのライセンス料です。備品購入費はマイクスピーカー機器の購入費になります。真ん中、職員研修委託料はD X 推進研修実施のための委託料です。

以上で、情報システム課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 続きまして、防災防犯対策課所管分について御説明させていただきます。同じく12、13ページをお願いします。

2款1項13目 防犯対策費の右側説明欄の地域安全ステーション撤去工事費61万6,000円は、豊明市南部地区安全ステーションさかえを7月31日限りで廃止するため、原形復旧して返還するための工事でございます。

次に、22、23ページをお願いします。

9款1項3目 消防施設費の右側説明欄の防火水槽新設等工事費1,754万2,000円は、館小学校の北側グラウンドの道路フェンス側敷地内に40トンの耐火性防火水槽を設置するものでございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。8、9ページをお願いします。

15款2項8目 消防費県補助金の右側説明欄、南海トラフ地震等対策事業費補助金182万8,000円は、先ほど御説明いたしました館小学校に設置する耐震性の防火水槽の県費補助になります。

続きまして、5ページをお願いします。第3表 地方債補正です。

防火水槽整備事業1,570万円は、9款 消防費で御説明いたしました防火水槽新設等整備工事費に100%の充当率で起債を行うものでございます。

以上で終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 続けて説明願います。

加藤課長。

○税務課長（加藤健治君） では、税務課が所管するものについて、歳出の御説明をいたします。補正予算書14、15ページをお開きください。

14ページ上段、2款 総務費、2項 徴税費、1目 税務総務費におきまして136万2,000円を増額するものであります。

15ページの説明欄を御覧ください。

これは、課税資料整理事務等において、会計年度任用職員の報酬及びその下の期末手当を増額するものであります。理由といたしましては、職員が産休及び育休に入る予定であり、その代替事務を会計年度任用職員に行ってもらうために予算の増額をお願いするものであります。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 続けて説明願います。

浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） 続いて財政課所管部分について御説明申し上げます。

歳出より御説明いたします。26ページ、27ページの最下段をお願いいたします。

13款 諸支出金、1項5目 森林環境譲与税基金積立金442万円の減額は、2款 総務費、ひまわりバスのバス停用ベンチ、及び8款 土木費館西公園の整備工事の一部に森林環境譲与税を充当するため、積立金を同額減額するものです。

続いて、歳入の説明をいたします。6ページ、7ページにお戻りください。

上段の2款 地方譲与税、3項1目の森林環境譲与税です。予算額の変更はありませんが、財源の充当先を変更したため、ゼロと表示されております。ゼロとなる理由は、歳出でも説明したとおり、充当先を13款 諸支出金の基金積立金から2款 総務費のひまわりバスのバス停用ベンチ、及び8款 土木費の館西公園の整備工事の一部に変更したことによります。

続いて、10ページ、11ページをお願いいたします。

上段の18款 繰入金の財政調整基金繰入金 1億4,755万2,000円は、このたびの補正予算の一般財源となるものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑については、ページ数を示してからお願いいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 13ページの2款1項 財産管理事務事業で、測量の委託料についてですけども、先ほど5筆の測量ということなんですが、どこのところの測量なのかということと、何のために行うかということをお願いします。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） すいません、先ほど私のちょっと言い間違いであれば申し訳ないんですけども、5筆のほうは鑑定評価が5筆で測量は3筆ということになりますので、すいません、それを前提に御説明をさせていただきたいと思います。

場所につきましては、まず測量をやる部分ですね、測量やる部分につきましては、現在、会計年度さんの駐車場として使用しています新田町西筋の土地ですね、ちょうど中央小学校の近くの普通財産の土地になるんですけども、そこをまず3筆というふうになります。鑑定評価につきましては、その3筆も含みまして、あと残りの2筆というのはどんぐり学園、旧どんぐり学園のところですね、そちらにつきましては2筆を鑑定評価をさせていただきまして、合計5筆という形になっております。土地の利用の話になってきますけれども、普通財産ですので、処分のほうを計画的に進めていかなければいけないんですけども、時期等はまだ未定となっております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

月岡委員。

○月岡修一委員 23ページ、消防施設費で、防火水槽の設置に関してですけど、40トンですね、一般的に40トンが多いんですけど、これは水を一遍入ったら、そのままの状態のものなのか、必然的に水が入っていくものなのか、自動的じゃなくて任意で水を追加できるものなのか、どういうタイプなんですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 基本的には水を満タンにすればそのままという形になっております。もし、消火用に使ったりすると、その後に補充するという形になりますので、特に何もなければそのまま、水はためたままという形になります。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

月岡委員。

○月岡修一委員 災害時に防火水槽というのも最大限活用しなきゃいけない状況が来る場合があるんですね。ですから、減った時点で、これ、自動的に入ってくるわけじゃないですよ。任意で入れるんですよ。例えば二、三年たてば、2年、3年でボウフラが湧くかもしれませんけど、水質はかなり悪化してくると思うんですよ。そういったときに、じゃ、これを活用しようということになりますと、よほど煮沸しても、飲むというのはちょっと恐ろしいぐらいの状況なんですね。定期的に例えば何かに活用して水を入れ替えるというのは、ちょっと大げさになりますけど、お金がかかりますので、例えば坂部の公民館を申し上げますと、全く使ったことないと。ですから、もう何十年も、何十年じゃない10年ぐらいは、10年以上ですね、そのままの水、水質なんですね。この水は火災だからというものに対して使うのはまず問題ないんですけど、これを人間様がいざとなって生活用水として活用しようとなると、ちょっと畏れ多いのかなと思うんです。そういったことの対象としては、この防火水槽の在り方を今後考えていかないでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 今、月岡委員がおっしゃっていただいたような、例えば飲料水に使えるようなやつということ、今、豊明市内ですと中央グラウンド、中央公園か、ごめんなさい、ちょっと名前がすぐ出てきません、その公園のところに1基設置しております。これにつきましてはまさに飲料用ということで、毎年、愛知中部水道企業団のほうに水質検査してもらいながらやるということで、いざとなった場合は飲料水として使える形になっております。ただ、現状で、今、今回お願いしたいところにつきましては、あくまで防火水槽という形で、消火用とかそういった形に使うためのもので、消防が主に使う形になるものですから、現状ではそういう形では今のところはないという形になります。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 今のところで関連して。

館小の広場ということなんですけども、具体的な場所、ピンポイントでというか。なぜかという、当然工事する間に児童たちの影響がないかというのもちょっと気になりますので、分かりましたら教えてください。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 西部児童館の前の通りとといいますか、ホシザキ電機さんを北に見たときに、西部児童館から北上してきたところに、左手に空き地が、遊具あるような空き地がございます。そこが今回の工事現場という形になります。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 13ページ上の営繕工事費についてです。1,051万1,000円。職員駐車場ということで、西川のところで駐車場を造るということで、たしか本会議で65台分ほどの駐車場だというふうにお聞きしましたけども、先ほどの話ですと、交番の横にある駐車場、駐車スペース3か所、これをこちらの西川の駐車場に移すといいますか、そっちのほうになるのかなというふうにお聞きしましたが、この交番横の駐車場3か所で何台止められて、今回でどれぐらい駐車スペースというのは増えるんでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 新田町西筋の、今の委員の御指摘にありました3か所の駐車場を合計しますと、今35台の駐車枠が設けられております。今度西川町に新設予定となっております駐車場は65台となりますので、30台の増設というふうにご考えております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 西川の駐車場だと少し遠いのではないかなというふうに思うんですけども、実際、距離とかというのは、交番横の駐車場から市役所と、西川から市役所とはどれぐらい違うのか、歩いてどれぐらい違うかというのは確認されていますか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 実際何人かの職員で歩いてみたんですけども、交番のほうから来ると大体5分以内では到着できるだろうと。職員駐車場の、今の通常の駐車場からでも5分以内では到着できますけれども、今回新設する駐車場はもう少し距離がありますので、プラス二、三分ぐらいというふうに見込んでおります。実際に歩いております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

引き続き質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 まず、ちょっと確認ですけども、そのほかの職員の駐車場というのは保健センターの横のところだけになりますか。ちなみにそこは何台置けるスペースなんでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） ちょっと本庁舎に限ったものという形でお答えさせていただきたいと思います。

本庁舎の職員駐車場としましては、今の委員の言われている駐車場ですね、保健センターの横の駐車場が184台の駐車が設けられております。それプラス、先ほどの西筋の35台という形です。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 私がちょっと懸念というか、心配しているのが、もともと始業時刻とか出勤時間が遅い会計年度任用職員さん、こういう方がやっぱり遠くになってしまうということで、結構そういう意味では不公平になってしまうんじゃないかなというのをちょっと感じるんですけども、その辺りは何か対策とか、考えられていますか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） そういったことは確かに懸念はされます。ただ、今の新田町の西筋の駐車場の売却時期とか、実際運用してみて不具合が生じることもあると思いますので、また西筋の駐車場の売却時期とかを見越しまして、会計年度さんたちに特に不利にならないようなことが検討できればいいなというふうには考えております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員　そうですね、ちょっと迷いますけども、この所管部分については賛成にしたいと思いますけど、やはり先ほど懸念したとおり、そういういつも同じ方、特に会計年度任用職員さんがそういった遠くに止めなければならないというような、そういう状況にならないように、しっかりそういった会計年度さんにも意見を聞いた上で、運用を検討していただくようお願いしまして、賛成といたします。

○総務委員長（郷右近 修議員）　ほかに。

月岡委員。

○月岡修一委員　最近、若い人もお年寄りも、時間を見つけては歩く人が随分増えていきます。そういった趣旨からいきますと、少し多く歩いてみようという方もお見えになりますので、市役所の中で、過去にはですよ、昼食を早く食べて、この市役所周りをずっと歩いていた職員さんも見えました。それはもちろん健康維持のためでしょうね。そういったことからいけば、健康的に、またいい方向に仕事ができる、そんな気がしますので、さほど気にしなくてもいいのかなと。そういったことを理解した上で、活用していただければいいのかなと思いますので、私はこのように賛成討論とさせていただきます。

○総務委員長（郷右近 修議員）　ほかに討論はございますか。

（進行の声あり）

それでは、討論を終結し、採決に入ります。

議案第57号のうち、本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員）　御異議なしと認めます。

よって、議案第57号のうち、本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、職員の入替えと休憩を兼ねて、10分間の休憩といたします。

午前 1 1 時 5 分 休憩

午前 1 1 時 1 5 分再開

○総務委員長（郷右近 修議員）　それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

これより陳情の審査に入ります。

陳情と関係のない職員については自席待機としたいが、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(郷右近 修議員) 御異議ございませんので、陳情と関係ない職員については自席待機といたします。既になっております。失礼いたしました。

初めに、陳情第1号 最低賃金の大幅引上げと全国一律化、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より、状況等で説明できることがあればお願いいたします。

小串部長。

○行政経営部長(小串真美君) 特にございません。

○総務委員長(郷右近 修議員) 当局からの説明は終わりました。

陳情でございますので、直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対して分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

○総務委員長(郷右近 修議員) それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

岡島委員。

○岡島ゆみこ委員 最低賃金の大幅値上げと全国一律化に関してなんですが、最低賃金引上げに関しては、令和4年、過去最高となる全国加重平均31円の引上げを行っており、平均1,000円以上となることを目指し、引上げに取り組んでおります。全国一律の最低賃金についても、物価など様々な地域間の格差が存在しており、中小企業経営者などの負担などを考慮すると一定の差はやむを得ないものとしているので、中小企業の生産性向上、これを支援していくことが重要であると考えております。非正規雇用労働者の方々の賃金も含め、国としても既に最低賃金の引上げや中小企業支援に対して積極的に取組を行っているため、不採択とします。

○総務委員長(郷右近 修議員) 不採択。

○岡島ゆみこ委員 はい、不採択です。

○総務委員長(郷右近 修議員) ほかに討論はございますか。

月岡委員。

○月岡修一委員 そうですね、このようなことが簡単に実現できれば羨ましい限りだと思いますけどね。職員の皆さん、若干いらっしゃるか、我々豊明議会は何年前から値上げしてないか分かりますか。もう二十七、八年上げていただいてないんですよ。ちょっとこれもやっぱり考えてもらわないかんぐらいやね、本当の話。大事な用事。こういう最低賃金

の大幅値上げというのは理想だと思います。私も零細企業の経営者としてしばらく、何十年かやっていましたが、やっぱり人を使い納得する給料を払うというのは大変苦勞してきました。大企業と格差ができるのは、これはしょうがない。当然ですよ。そんな中小企業も零細企業も大企業並みなんてあり得ない。そういった中でいかに生きるかという、知恵を絞り努力する、もうそれしかないんですね。ですから、ただ単にこういったものを出して、国に陳情を出せ、意見書を出してくれということに対しては、私は承諾できない、不採択とさせていただきます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 陳情第1号ですが、私は趣旨採択でいきたいと思います。

最低賃金、やっぱりどんどん上げていかなければならないということで、今引き上げているところですけども、まだまだやはり足りていないというふうに私は考えます。それと同時に、やはりこういった賃金の引上げのための中小企業の支援策の拡充、これも必ずやっていかなければならないことかなと思います。

ですので、この陳情の内容については、おおむねそのとおりかなというふうに思っておりますが、実際に陳情の中身を見ますと最低賃金1,500円以上ということ、それから、全国一律ということで、なかなか地域によって物価とか賃金水準が異なっている中で、現実的にはちょっと難しい部分もあるのかなというふうに思いますので、趣旨採択でいきたいと思っております。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、討論を終結し、採決に入ります。

陳情第1号は、採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

賛成少数であります。

次に、陳情第1号は賛成者なしであります。

次に、陳情第1号を趣旨採択すべきものということに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

賛成者少数であります。

よって、陳情第1号は、採択、趣旨採択ともに少数により不採択すべきものと決しました。

続きまして、陳情第2号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より、状況等で説明できることがあればお願いいたします。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 特にございません。

○総務委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

陳情でございますので、直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対し、分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

岡島委員。

○岡島ゆみこ委員 賃金等の労働条件に関しては、労働基準法の関係法令に違反しない限りにおいて、労使が自主的に決定することとされているので、公契約条例により賃金等の基準を新たに設けることについて、技術労働者の適切な賃金水準を確保する必要があることなどを考えて、今後も幅広い観点から議論をされるべきであるという、現時点では十分な議論もされていないので、不採択です。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 陳情第2号ですけども、こちらは採択でいきたいと思います。

本市も公契約条例、制定されておりますけども、その中でも職種別の最低賃金であったりだとか、時間賃金の報告書の提出義務であったりだとか、審査会の設置等々、やはり適正な労働条件確保のための課題はまだまだあるのではないかなというふうに感じております。

一方で、国も公共サービス基本法を制定されております。この陳情の中にも第11条であるんですけども、国もそういった必要な施策を講じるように努めるというふうに書いてあります。ただ、今、現状において、国の取組はまだまだ不十分であるというふうに言わざるを得ないかなと私は思っています。国も自治体もこういったことはしっかり取り組むべ

きでありますし、国が取り組んでいくことで、本市のそういう公契約条例の課題等もよりよくなることも期待できるんじゃないかなというふうに思いますので、この国に対する意見書に対して採択でいきたいと思います。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） では、以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第2号は、採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

賛成少数であります。よって、陳情第2号は不採択すべきものと決しました。

失礼しました。賛成少数により不採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第3号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より、状況等で説明できることがあればお願いいたします。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 特にございません。

○総務委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

陳情でございますので、直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対して、分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） では、質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手をお願いいたします。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 では、陳情第3号に対して討論いたします。

今のこの陳情には、住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書というふうには書いてございますが、どちらかというと、中身を見る限りでは、定員の増加を求めるというふうに捉えております。我が国におきましては、高度経済成長期からさほど行政の職員さんの増員は見られていない、そういった状況が続いております。国、省庁におかれましては、以前は、過去は各省庁ごとに定員を設定していた。そこから今は全部の省庁を含めた政府の全体の総員というのを決めて、その中で割り振り、配分をしている、そういったのが現在の方法であります。そういった今手法を取っておりますの

で、その時々行政需要に応じて適切な配置というものをされているという理解であります。そういったことから、国民のニーズが高い職務に対して加配をしていく措置、増員していく、そうでないところに関しては減らしていく、そういった形で非常にフレキシブルに対応されているのではないかなというふうに私は理解しております。こういった本案で指摘されることでもなく、国民の安心・安全の守るというのは、それは第一で政府のほうも考えておるとお思いますので、この陳情に対しては不採択の立場であります。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 陳情第3号ですけども、採択でいきたいと思えます。

これまで全国的にも行政改革、行政のスリム化として職員の削減というのが進められてきております。民間活用もそれによって進んでいたり、非正規雇用の数もかなり増えてきました。こういった方向性に対して、やはり見直すべきときが来ているんじゃないかなというふうに思います。

それから、全国一律で行政サービス、これもやはり実施していかなければならないと思えますので、それに対して、財源をつけずに自治体に権限移譲ということではなく、地域にやはり国の直轄機関、そういったことがやっぱり一定程度必要ではないかなと私は思います。

それから、この最後の3点目の道州制についても、やはり国の役割を自治体にそのまま丸投げするような形ですのでよくないというふうに思ひまして、この陳情に対して採択でいきたいと思えます。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、討論を終結し、採決に入ります。

陳情第3号は、採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

賛成少数であります。よって、陳情第3号は、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

続きまして、陳情第4号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局から、状況等で説明できることがあればお願いいたします。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 特にございません。

○総務委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

本案件は陳情でありますので、直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対して、分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 1点だけちょっと確認したいです。

この陳情の4番のところの最後のところに、マイナンバーカードの普及率に応じて地方交付税の配分などの成果主義的な仕組みというふうにあるんですけども、実際本市はこの仕組みによってどれぐらいもらっているのかとかいうか、減らされているのか、差がどれぐらい出るとかというのは何かつかんでおりますか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） こういったことが今言われておりますけれども、これについての実際の交付税への影響というのは、これから出てくるものだと認識しておりますので、現段階では不明です。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 陳情第4号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情について、討論いたします。

おおむねここに記されている内容に関しては理解できる部分は多々ございますが、ちょっと1個気になったのが、下の記の6ですか、新型コロナウイルス感染症への対応等々で全額を国が負担することという部分ですね。コロナに関しましては、国のほうは、皆さん御存じのとおり、地方創生臨時交付金等での支援、そういったものを発行されておりました。そういったことから鑑みて、国は何もやっていないんじゃないか、国が全部やれよというふうに書いてあるようにちょっと私は見受けられたんですね。ですので、この部分

に関しては、例えば国の負担も一部検討してくださいとか、そういった表記であればもう少しなじめたかなというところはございますので、ちょっと非常に悩みましたが、趣旨採択、趣旨採択という形でお願いします。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 陳情第4号ですけども、採択でいきたいと思います。

地方財政の拡充というのもやっぱり必要だというふうに考えますし、地方交付税がそういった国の意向を反映させたような、補助金のようになっているということも感じることもあります。先ほど質問しましたが、ここの記載にあるように、マイナンバーカードの普及率、これ、カードの作成は本人の自由、任意というふうにしなから、自治体にこういった普及率に応じて地方交付税の差をつけるというのは、本当に国の意向への強制力を感じてしまいます。基本的には国の施策は国で行うべきだと思いますし、自治体の財源を当てにすべきではないのかなと。コロナ対策、国は今まで、何もやってないとは言いませんけども、やっぱり全国的に影響のあるそういったコロナ対策に対しては国が財源を使って行うべきだと思いますし、そういった大規模な災害についても国が行うべきではないかなというふうに思いますので、この陳情は採択したいと思います。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、討論を終結し、採決に入ります。

陳情第4号を、採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

賛成少数であります。

続いて、陳情第4号について、趣旨採択すべきものに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（郷右近 修議員） よろしいですか。ありがとうございます。

賛成多数であります。よって、陳情第4号は趣旨採択すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了をいたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に御一任願えるでしょうか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

委員会報告書については、例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査お疲れさまでした。

これにて総務委員会を閉会いたします。

午前11時34分閉会

豊明市議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する。

総務委員会

委員長